

EPO 拡大審判部が、Rule 140 EPC 下の特許テキストの訂正に関する審決を下す

2012年08月06日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

欧州特許の付与に関する条約の施行規則には、EPOに提出された書類の誤りの訂正、及び決定における誤りの訂正が次のように規定されています。

Rule 139 EPC (欧州特許庁に提出された書類における誤りの訂正)

EPOに提出された書類における言語上の誤り、転写の誤り及び錯誤は、請求に基づいて訂正することができる。ただし、訂正の請求が明細書、クレーム又は図面に関するものである場合は、その訂正は、訂正の申出がされている以外の何物も意図していないということが即時に明らかであるという意味において、明白でなければならない。

Rule 140 EPC (決定における誤りの訂正)

EPOの決定に関しては、言語上の誤り、転写の誤り及び明白な錯誤に限り訂正することができる。(In decisions of the European Patent Office, only linguistic errors, errors of transcription and obvious mistakes may be corrected.)

EPO審査部の特許付与の決定における誤りに対する訂正を規定する Rule 140 EPC には、上記誤りを訂正できる時期について言及されていません。このことに関し、特許権者が異議手続開始後を含むどの時点で特許明細書(特許テキスト)の訂正の請求をしても認められない旨の審決(G 0001/10)*1を拡大審判部が下したことを EPO は2012年7月31日に公表しました*2。

【全4頁】

*1 LINK: <http://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/pdf/g10001ex1.pdf>

*2 LINK: <http://www.epo.org/index.html>

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.